

議案第21号

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市福祉医療費助成の内容の充実を図るための改正

飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市福祉医療費助成に関する条例（平成16年飛驒市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者（」を削り、「該当する者を除く。）」を「該当する者以外の者で、次に掲げるものをいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者

イ 18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者で、アに掲げる者以外のもの

第5条に次の1項を加える。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号イに規定する受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給資格の認定の申請をしなければならない。

第6条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、申請者に通知する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号、第5条第2項及び第6条第2項の規定は、施行

の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

飛騨市福祉医療費助成に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度等の障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児等 <u>15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前</u>の者(次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度等の障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児等 _____ <u>次号、第3号又は第4号に該当する者以外の者で、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>15歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者</u></p> <p>イ <u>18歳に到達する日以後における最初の3月31日以前の者で、アに掲げる者以外のもの</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号イに規定する受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給資格の認定の申請をしな</u></p>

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条 _____の規定による受給者証の交付申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項 _____の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

以下 略

なければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による受給者証の交付申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、申請者に通知する。

3 市長は、前2項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

以下 略

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市福祉医療費助成の内容の充実を図るための改正

2 改正の内容

(1) 福祉医療費助成対象者の追加

乳幼児等にかかる福祉医療費助成については、これまで、福祉医療費助成対象者を15歳に到達した日以後における最初の3月31日以前の者としていたが、さらなる福祉の増進を図るため、18歳に到達した日以後における最初の3月31日以前の者で、15歳に到達した日以後における最初の3月31日以前の者でないものを追加する。 (第2条関係)

(2) 福祉医療費助成対象者の資格の確認に係る手続きの追加

新たに福祉医療費助成対象者とした者への福祉医療費助成については、支給の申請により行うため、受給者証の交付は要しない。新たに福祉医療費助成対象者とした者の受給資格の確認のため、認定の申請及び事務について規定を追加する。 (第5条、第6条関係)

3 施行日 令和2年4月1日

対象となる医療費は、施行の日以後に行われる療養に係る医療費とする。